

調達要求番号： 4KXF1AC0029

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
移動ネットワークシステム（システム通信）（その２）に係る技術支援等役務	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作 成	令和	6年12月 5日
	変 更	令和	6年 月 日
	作成部隊等名	システム通信・サイバー学校研究部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校が将来検討を実施する移動ネットワークシステム（システム通信（その２））に係る技術支援等役務（以下、“技術支援等役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z00001（以下、“一般共仕”という。）の1.2及びJIS X 0001～JIS X 0032によるほか、次による。

1.2.1

DI I

防衛情報通信基盤（Defense Information Infrastructure）のことをいい、防衛省・自衛隊のコンピュータ・システム等が加入し、体系的に構築される超高速・大容量の通信ネットワークの総称をいう。

1.2.2

COTS

Commercial Off The Shelfの略語で、民間出資で開発された利用者を特定しない汎用的なアプリケーション・ソフトウェア（商用製品又は市販品）をいう。

1.2.3

駐屯地等情報基盤

陸上自衛隊の駐（分）屯地に整備された、主に陸上自衛隊のコンピュータ・システム等が加入するローカルエリアネットワークの総称をいう。

1.2.4

電子計算機システム

電子計算機、周辺機器その他のハードウェア、ソフトウェア及びデータで構成されるものであって、これら全体で一貫した業務処理を行うものをいう。

1.2.5

電子計算機システム等

電子計算機システムのほか、情報通信技術に係る通信器材、電子器材等をいう。

1.2.6

陸自SNMS

システム・ネットワークマネジメントシステム（System Network Management System）の略語であり、陸自クローズ系クラウド基盤と連携し、固定系から野外系に存在するあらゆるシステム、ネットワークの監視、制御、認証などの各種機能を持ち、一元的に管理するシステムをいう。

1.2.7

陸自ネットワーク

野外通信システム、広帯域多目的無線機、師団通信システム（改）、方面隊電子交換システム（改）衛星幹線通信システム可搬局装置、衛星幹線通信システム車載局装置、緊急展開型衛星通信セット、衛星通信移動局装置、車載型衛星通信器材、陸自OH通信システム、民間LTE（陸自整備）、及び駐屯地等通信網をいう。

1.2.8

戦闘指揮統制システム

野外において部隊が使用する指揮統制システムであり、火力、対空、近接及び電磁波の各機能を一体化して円滑な情報共有と指揮統制を可能とする装備をいう。また、今後、装備化に向けて開発が予

定されている。

1.2.9

10NW

10指揮戦車ネットワーク（10TK network）の略語であり，10式戦車，16式機動戦闘車などの車長が状況把握及び射撃式をするためのウェポンシステムに分類される装置をいう。

1.2.10

野外通信システム

陸上自衛隊が運用している通信ネットワークのうち，野外における通信を実現するための装備品をいう。

1.2.11

広帯域多目的無線機

陸上自衛隊が運用している通信ネットワークのうち，ソフトウェアを利用して野外における複数種類の無線通信を実現するための装置をいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時の最新版とする。

ただし，契約締結後，当該文書に改正があった場合は，その適用について別途協議する。

1.3.1 引用文書

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）[防防調第4608号(19.4.27)]

c) 規格

JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

1.3.2 関連文書

a) 法令等

秘密保全に関する訓令 [防衛省訓令第36号(19.4.27)]

防衛省の情報保証に関する訓令 [防衛省訓令第160号(19.9.20)]

情報保証に関する訓令の運用について（通達）[防運情第9248号(19.9.20)]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[防経装第9246号(21.7.31)]

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）[装管調第807号(令和3.1.21)]

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置についての一部改正について（通達）[防装庁（事）第121号(31.3.29)]

b) 仕様書

GS-C645555 ADCCS

GS-C645770 FCCS

GS-C685008 FiCS

GS-C675908 野外通信システム

GS-C215815 広帯域多目的無線機

2 技術支援役務に対する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

- a) 技術支援等役務は，将来検討を実施する陸上自衛隊の移動ネットワークシステム（システム通信等）に係る陸上自衛隊システム通信・サイバー学校研究部（以下，「研究部」という。）が所掌する業務を技術面で支援する役務である。

なお，技術支援等役務は，官側業務を支援するものであり，本来，官側の責務に帰する業務を代行するものではない。

- b) 技術支援等役務の支援対象は，原則として研究部の業務とするが，他部署からの支援依頼がある場合は，研究部の承認のもと技術支援等役務を実施するものとする。

2.2 技術支援等役務の内容

役務従事者は、将来の陸上自衛隊の移動ネットワークシステムの運用及び整備に関する研究（以下、「移動NWSの将来研究」という。）を対象とし、以下の業務を実施する。

2.2.1 技術支援等役務全般管理業務

a) 役務実施計画書の作成

技術支援等役務の実施にあたり、2.2.2から2.2.6項に示す具体的支援項目を踏まえ、次に挙げる内容を記載した実施計画書を作成し、契約後速やかに提出するものとする。

1) 業務分析

技術支援等役務の内容に基づき、研究部が実施する陸上自衛隊の移動ネットワークシステムの将来研究の業務分析を実施するものとする。

2) 支援実施計画

前項 1)の業務分析の結果に基づき、官側担当者の業務特性を踏まえた技術支援等役務の実実施計画を作成するものとする。

3) 役務実施体制

契約の相手方の支援体制及び技術支援等役務従事者の能力と役割、職務経歴等について記載した役務実施体制を作成するものとする。

4) 情報の保全体制及び秘密保全体制

4.4 秘密保全に基づき、契約の相手方が技術支援等役務を実施するにあたっての保全体制を作成するものとする。

b) 技術支援等役務進捗管理及び役務実績管理

技術支援等役務の進捗管理及び実績管理として、次の内容を実施する。

1) タスク進捗管理

2) 役務従事者のスケジュール管理

3) 週間役務時間報告書の作成

4) 技術支援等役務実施に当たり必要となる各種申請等

c) 報告

報告は、研究部が細部支援依頼ごとに示す時期に必要な応じて次の内容を実施する。

1) 中間役務成果報告

2) 最終役務成果報告

2.2.2 現状及び10年後、10年後から20年後までを想定した技術調査

技術支援等役務の実施にあたり、主に下記について現状及び10年後、10年後から20年後までを想定した調査を実施し、調査結果について研究部へ報告するものとする。

a) 自衛隊（主に陸自）に適用し得るシステム通信関連技術に関する調査

1) 民間企業が提供する地上波での高速大容量移動通信（LTE、5G、L5G等）に関する通信サービスの利用方法に関する技術的調査及び制度調査

2) その他、研究部が示す調査

b) 野外通信に係る通信関連技術

1) 通信機能

多重無線通信、無線データ通信、無線通信、多重有線通信、有線通信、衛星通信及び光通信

2) NW機能

2.1) 将来指揮統制システム等の機能を発揮させる野外の通信ネットワーク

2.2) 広域に分散展開する部隊間の長距離・大容量通信

2.3) センサ・ウェポン間を連携させる低遅延データ通信

2.4) 通信機自ら状況に即した通信諸元を自動的に選択し通信ネットワークを自律的に最適化

2.5) 帯域分散多重化に関する技術

3) 接続機能

3.1) 共同・統合の通信ネットワークとの接続

3.2) 基地と野外の通信ネットワークの接続

3.3) 防衛専用品と民生品との接続、及び防衛専用品に民生品を組み込む技術

4) 伝送機能

4.1) 停止間・移動間においても指揮・連絡及び対空戦闘部隊等の火力発揮に必要なデータを伝送

4.2) UAV等により、音声・データ（映像含む。）通信を伝送

5) 秘匿機能

5.1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性を守るセキュリティ等

5.2) 高信頼適応技術に関する技術

6) 対妨害通信に関する技術

7) システム通信の構成・維持・運営に必要な機能

2.2.3 10年から20年後を想定した新たな民間の通信サービス等に関する技術調査

技術支援等役務の実施にあたり、主に下記の技術調査を実施し、調査結果について研究部へ報告するものとする。

a) Beyond 5G (6G)

b) IOWN 構想における固定通信及び移動通信のシームレスな連携

c) 量子暗号通信に係わる技術

d) その他、研究部が示す調査

2.2.4 約10年から約20年後の自衛隊（主に陸自）の部隊運用全般に資するシステム通信運用に係る技術調査

技術支援等役務の実施にあたり、研究部が別に示す自衛隊の部隊運用の状況（各段階）に必要なシステム通信運用に関する省人化を考慮した技術調査を実施し、調査結果について研究部へ報告するものとする。

a) 状況に伴う部隊運用の変化等に適するネットワークの構成変更や運用制限等

b) 将来戦闘指揮統制システムとの接続に適合した省人化を考慮したシステム通信運用の構築

c) 領域横断作戦の観点から各職種部隊運用に必要なシステム通信所要に関する技術調査

d) 通信ネットワークとサイバー領域（サイバー攻撃、サイバー攻撃対処、サイバー空間を利用した情報作戦等）の関係に関する技術的事項

e) 電磁波作戦に対応した通信ネットワークの各種制御の自動化

f) 研究部が提供する各職種部隊のデータ所要を考慮した各部隊内及び各部隊間のネットワーク運用

g) 研究部が提供する各職種部隊のニーズを考慮したネットワークの切替、データ伝送の制御技術（伝送の優先順位等）

h) その他、研究部が示す調査

2.2.5 移動ネットワークに係る開発事業推進及びライフサイクル管理に関する技術支援等

技術支援等役務の実施にあたり、主に下記について調査を実施し、調査結果について研究部へ報告するものとする。

a) 開発段階における最新の民間技術の取り込み要領

b) 機能性能向上におけるハード・ソフトのバージョン管理の要領

c) その他、研究部が示す調査

2.2.6 本技術支援等役務の実行に関する考慮事項

技術支援等役務の実施にあたり、技術支援役務の調査結果等については、他の事業の成果物を踏まえて作成するものとする。なお、必要により、他の事業の情報は研究部が提供する。

2.3 要求する能力と体制

2.3.1 能力に関する要求

能力に関する要求は、契約の相手方にとって、会社として必須な能力及び技術支援等役務の実施項目毎において役務従事者に必要とされる能力に分けて定め、細部は次によるものとする。

a) 契約の相手方に必須な能力

技術支援等役務は、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校が将来検討する移動ネットワークシステム（システム通信等）に関連する官側業務に係る技術支援が対象であるから、次に示す能力を有するものとする。

なお、本技術支援等役務には、各種官公庁に対する申請書等に関する技術的支援を有するものとする。

1) 官公庁の電子計算機システムに関する契約の実績を有する。

2) 陸上自衛隊の編成、各機関・部隊等の任務を理解していること。

b) 技術支援等役務に必要な能力

技術支援等役務の役務従事者は、次に示す能力を有した技術者が作業にあたるものとする。

1) 情報通信システム・通信ネットワーク・無線器材に関連する工業製品や装備品等の設計・開発に関わった経験を有する。

- 2) システムネットワーク管理技術に関わる設計・開発に関わった経験を有する。
- 3) 無線通信を含むネットワーク設計、構築に関する高度な知識を有する。または、設計・構築経験を有する。
- 4) 陸上自衛隊の電子計算機システムの構成、機能に関する知識を有する。
- 5) 民間の通信技術動向に関する知識を有する。
- 6) DX及びAIに関する知識を有する。
- 7) 量子暗号通信に関する知識を有する。

2.3.2 体制に関する要求

官側業務を適時的確に支援するため、官側の要請に対応できる体制をとるものとする。

2.4 役務実施場所・役務実施期間等

2.4.1 役務実施場所

技術支援等役務における実施場所は、官側が許可した契約相手方事務所とし、状況により官側が指定した自衛隊施設等とする。

2.4.2 技術支援等役務期間及び技術支援等役務時間

技術支援等役務を実施する期間及び技術支援等役務時間については次による。

a) 期間

契約締結日～令和7年3月14日

b) 技術支援等役務時間

技術者は、120時間を基準とする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件

契約の相手方の条件は、次による。

- a) 契約の相手方は、日本国内に本社があるものとする。
- b) 技術支援等役務を実施する部門を対象として、品質管理体制について、ISO9001の認証を取得していること。
- c) 技術支援等役務を実施する部門を対象として、ISO/IEC27001又はこれと同等の認証を取得していること。
- d) 技術支援等役務の従事者は日本国籍をもつものとする。

4.2 会議等

契約の相手方は、表1を基準とし、その他、研究部が指定する会議等に参加するものとする。

表1—会議等（基準）

番号	会議名称	項目	開催頻度	参加者	実施場所
				人数	
1	研究部が主催する会議等	2.2.2～2.2.6の実施する上で必要な情報収集等	研究部が契約後に示す。	1名以上	研究部の指定する場所
2	定例打合	技術支援等役務全般管理に係る調整		1名以上	
3	役務実施計画報告	2.2.1に関する報告	契約後、速やかに。	1名以上	
4	役務成果報告会	2.2.1の実施成果に関する報告	研究部が契約後に示す。	1名以上	

4.3 提出書類

提出書類等は、表 2 によるものとし、契約の相手方は、研究部の確認を受けた後、提出するものとする。

なお、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表 2—提出書類等

番号	提出書類	提出時期及び要領	数量	提出先	提出媒体
1	役務実施計画書	契約締結後速やかに、官の指定する様式により提出	1 部	監督官	電子データ又は紙媒体：A4
2	役務従事者名簿	契約締結後速やかに、官の指定する様式により提出	1 部	契約担当官等	電子データ又は紙媒体：A4
3	週間役務時間報告書	図 3 により、翌週の火曜日までに提出	1 部	契約担当官等	電子データ又は紙媒体：A4
4	個別報告書等	研究部が示す時期に、官の指定する様式により提出	1 部	監督官	電子媒体
5	中間役務成果報告書、最終役務成果報告書	報告会終了後速やかに、官の指定する様式により提出	各 1 部	監督官	電子データ又は紙媒体：A4
<p>注記 1 役務従事者名簿は、役務に従事する担当者の所属、氏名、役職等、官側が指定する項目を含むものとする。</p> <p>注記 2 個別報告書等は、2.2.2～2.2.5 の各報告書等の電子データをまとめて目録を付したのものとする。</p>					

4.4 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約に係る物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

4.5 著作権

技術支援等役務において、官側に成果物を提出したとき、その著作権も附属して官側に移転するものとする。ただし、契約の相手方が技術支援等役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

4.6 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、官側が必要と認めたものについて無償貸付を受けることができる。

4.7 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。また、技術支援等役務の実施に係る調査、資料作成等に必要な機器の使用に際しては、当該機器の準備は契約の相手方が実施するものとし、紛失、盗難及び故障の責は契約の相手方が負う。

- a) 駐屯地施設の立入り及び施設の利用
- b) 報告会の場所としての研究部が示す会議スペースの利用
- c) 役務実施場所での机、椅子の利用及び電力、用水などの使用
- d) 技術支援等役務に必要な機器の使用
- e) 必要な資料などの提示
- f) その他官側が必要と認めた事項

4.8 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要求番号		契約番号			
契約件名	移動ネットワークシステム（システム通信等）に係る技術支援等役務				
会社名		契約の相手方 責任者	<電子印・署名（基準）>		
役務報告期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日				
作業実施者					
仕様書項番	作業指示書項番	月間作業工数（H）		作業実施者 （※1欄より該 当者の番号を指 定）	備考
		自衛隊施設等	官側が許可した契 約相手方事務所		
2.2.1					
2.2.2					
2.2.3					
2.2.4					
2.2.5					
2.2.6					

図3—週間役務時間報告書（様式）